

やまぐちDMOフォーラム企画・運営委託業務 仕様書

1 目的

一般社団法人山口県観光連盟（以下、「観光連盟」という。）は、地域連携DMOとしての機能を発揮し、やまぐちDMO推進戦略の共有・実践や、県内の多様な関係者による合意形成、地域における主体的な取組の誘導・支援等を展開することを目的として「やまぐちDMOフォーラム」（以下、「フォーラム」という。）を開催している。

近年、観光分野においても生成AIの導入が進み、その技術を活用した地域観光情報の一元管理や戦略立案の重要性が増している。特に、2026年（令和8年）秋に予定されているデスティネーションキャンペーンの開催等を踏まえ、こうした新技術の活用と理解を促進する必要がある。

今回のフォーラム等が、DMOをはじめとした県内観光事業関係者が今後の取組を検討・実施していく機会となることを目指す。

2 仕様

(1) 業務名称

やまぐちDMOフォーラム企画・運営業務

(2) 業務内容

下記に従い、フォーラム（1回目及び2回目）の企画・運営、DMO意見交換会の専門家派遣を実施すること。

① フォーラム（1回目及び2回目）

【開催概要(予定)】

○フォーラム（1回目）

開催日時	2025年7月中旬～8月の火・水・木曜日のいずれか 13:30～16:00
開催場所	山口市内
参加者	観光連盟会員等 50名程度
開催テーマ	生成AI活用セミナー
開催内容	下記内容を可能な限り盛り込むこと ○生成AIの基本と観光分野での活用事例 ・生成AI技術の基礎知識と最新動向 ・国内外の観光分野における先進的活用事例 ・地方自治体・DMOにおける実装例 ○生成AIを活用した観光コンテンツ開発 ・多言語観光情報の自動生成 ・パーソナライズされた旅行プラン提案 ・観光マーケティングでの活用方法 ○生成AI導入・活用における留意点

	<ul style="list-style-type: none"> ・著作権や倫理的問題への対応 ・信頼性の担保と品質管理 など
--	-------------------------------------------------------------------------------------------

○フォーラム（2回目）

日本や本県観光の状況を踏まえて、開催テーマ、実施方法（開催時期・場所・形式など）、開催内容（内容、講師例示など）を提案すること。

なお、実際の開催テーマ、実施方法、開催内容については、提案内容を踏まえて協議を行い、観光連盟が決定する。

【企画・運営】

- ・観光連盟と協議を行い、実施方法・開催内容を決定すること。
- ・観光連盟と協議を行い、開催内容に適切な講師を選定して派遣すること。
- ・決定した開催日時に適切な会場及び駐車場を確保すること。
- ・参加者募集に使用する案内チラシを作成すること。
- ・会場の配席等は開催方法・内容に応じたレイアウトとすること。
- ・会場には、パソコンやプロジェクター等、実施方法・開催内容に応じた必要な設備を準備すること。
- ・参加者に配布する資料を観光連盟が指定する必要数印刷し、当日会場にて配布すること。
- ・当日の会場準備、受付、司会進行等を行うこと。
- ・参加者へのアンケートを実施すること。

② DMO意見交換会

観光連盟と協議を行い、下記のとおり開催予定のDMO意見交換会に適切な講師を選定して派遣すること。

開催時期	2025年9月頃
開催場所	山口市内
参加者	県内のDMO・観光協会、自治体の職員等 20名程度
開催内容	<ul style="list-style-type: none"> ・DMO等が抱える課題に対する助言 ・他のDMO等の取組事例の紹介 等
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・講師はリモート参加でも可とするが、その場合はリモート会議の設定を行うこと。

③ その他

各回のフォーラムの内容及びアンケート結果、DMO意見交換会への講師派遣の内容をまとめて、報告書として提出すること。

(3) 委託期間

契約締結日から2026年3月27日(金)までとする。

(4) 委託料の支払

委託料の支払は、原則として、事業完了後の精算払いとする。

3 成果物の提出

以下の成果物について、電子メール又は電磁式記録媒体等で提出すること。

(1) アンケート調査結果

アンケート結果の各回答をレコードする構造化データ (Microsoft Excel又はCSV形式)

(2) 報告書

フォーラムの内容やアンケート結果の集約、DMO意見交換への講師派遣の状況等についての報告書 (紙媒体及びPDF形式)

4 その他

(1) 本業務の実施にあたってのフォーラム等の募集、出欠確認は観光連盟が行う。

(2) 開催日時や派遣講師の決定は、受託者の意見を聴いた上で観光連盟が決定する。

(3) 事業により作成した成果物等の著作権は、観光連盟に帰属するものとする。

(4) 本仕様書に定めのない事項は、観光連盟及び受託者の協議により、決定するものとする。

(5) 本業務の達成に必要な一切の経費は、受託事業者の負担とする。